## さいわいハナミズキコンサート出演者選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 さいわいハナミズキコンサート(以下「コンサート」という。)の公募による出演者を選考するため、「さいわいハナミズキコンサート実施要綱」第5条に基づき、さいわいハナミズキコンサート出演者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 選考委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) コンサートの公募による出演者の選考に関すること。
  - (2) その他選考に必要な事項。

(選考委員)

- 第3条 選考委員会の委員は、次の者をもって充てるものとする。
  - (1) 副区長
  - (2) まちづくり推進部地域振興課長
  - (3) まちづくり推進部生涯学習支援課長
  - (4) その他特に区長が認めた者
- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ区長の指名する 選考委員がその職務を代理する。

(代理出席)

- 第4条 委員は、やむを得ない事情により選考委員会に出席できないときは、代理者 を出席させることができる。
- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(委員会の招集)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

(選考方法)

第6条 選考委員会は、運営委員会から推薦された出演候補者について申込書類及び音源データ等に基づき、出演者を選考する。

(報告)

第7条 選考委員会は、前条の選考結果について、幸区長に速やかに報告するものと する。

(出演者等の決定)

第8条 幸区長は、前条の報告を基に、コンサートの出演者及び出演者数を決定する。

(事務局)

第9条 選考委員会の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、令和元年9月1日から施行する。